

核兵器・核実験モニター

NUCLEAR WEAPON & NUCLEAR TEST MONITOR

●発行所 平和資料協同組合(ピースデポ)/ PCDS(太平洋軍備撤廃運動)
Pacific Campaign for Disarmament and Security
〒223-0051 横浜市港北区箕輪町3-3-1 日吉グリューネ102号
TEL:045-563-5101 FAX:045-563-9907 E-mail:peacedepot@y.email.ne.jp
ホームページ:<http://www.jca.ax.apc.org/peacedepot/>

●編集責任者 梅林宏道 ●郵便振替 口座番号:00280-0-38075 加入者名:平和資料協同組合

毎月2回1日、
15日に発行。

1996年4月23日第三種郵便物認可

81 98/11/15

¥100

国連第1委員会(軍縮)

NAC(新アジェンダ連合)軸に激しい攻防

日本決議案、新機軸出せず

10月23日に国連総会第1委員会が開始されて以来、核軍縮を含む多くの軍縮決議案が提出された。今年の第1委員会は、インド・パキスタンの核実験後の初めての国連総会とあって、核兵器問題が焦点化することが予想された。なかでも、本誌が紹介してきた、8カ国「新アジェンダ連合」が提出した核軍縮決議をめぐって論争と水面下の交渉は白熱した。梅林は「新アジェンダ連合」草案提出の日に「中堅国家構想」の国連行事に参加し、その雰囲気を体験した。投票結果など、重要な進展は次号で報告する。

第1委員会には①新アジェンダ決議、②マレーシア決議(核兵器禁止条約)、③日本の究極的廃絶決議、④インドの新決議(警戒態勢解除)、⑤CTBT発効促進決議、⑥南アジア核実験非難決議、⑦フィスパン(カットオフ)決議、⑧ミャンマー決議(非同盟運動決議)、⑨STAR T促進決議、⑩消極的安全保障決議、⑪南半球非核地帯条約決議、⑫イスラエルNPT加盟要請決議、⑬中東非核地帯化決議、⑭モンゴル非核地帯決議、など多数の核兵器関連決議が提出された。(決議草案の英文が必要な方は事務所まで)。

包括的な核軍縮に関する決議は、①、②、③の3件である。これらについて簡単に説明する。

◆マレーシア決議

国際司法裁判所の勧告的意見を実行するために、核兵器禁止条約(NWC)の1999年内の開始を求める、いわゆるマレーシア決議は今年で3年目になる。

決議案は基本的に昨年のものと変わらない。主要な変更点として、今年は日本などの賛同を得やすいように、主文第

2文節に「さまざまな分野の」という文言を入れた(3ページ、決議草案②参照)。「核兵器禁止条約」にいたる交渉は、日本などの主張している段階的アプローチを

含むものであることを示すためである。

◆日本決議案

日本政府が単独提案するいわゆる

米国、猛烈な圧力

新アジェンダ連合とカナダ潰し

かつて経験しなかったような激烈な圧力が、NATO核兵器国(米、英、仏)とりわけ米国から、新アジェンダ連合の決議草案に加えられている。また、決議支援に動き始めたカナダに対して、担当者の政治生命が脅かされる重圧が加えられている。多くの国は、おびえ始めている。非同盟諸国は、もし賛成投票をすれば経済援助への報復があることを感じている。

新アジェンダ連合の团结が維持できるだろうか、という懸念すら事情通のなかで語られ始めた。日本政府は、手をこまねいて核軍縮努力が傷つくのを眺めているだけなのだろうか。

カナダ政府は、96年末に着手した「核兵器政策の見直し」を11月末に完成する

大詰めに来ている(『ナショナル・ポスト』紙、11.6)。そのなかでカナダは、NATOの核兵器政策、とりわけ「第一使用(先制使用)」を変更するよう要求すると伝えられた。そのさきがけとして、新アジェンダ連合決議草案への決議支持に動き始めた。

米国と英国は強い言葉でこれを批判している。在カナダ米大使館は「このような立場はNATO内に危険な論争を巻き起こし、世界の安全保障に脅威をもたらす」と言い、英国外務省は「まったく受け入れがたい提案だ」と述べている(いずれも同紙)。

世界の平和NGOは、新アジェンダ連合とカナダを支援し、米、英、仏の脅迫に非難の声をあげ始めている。M

「究極的核兵器廃絶」決議案は、今年で5年目になる。日本政府は、印パ核実験後の世論を受けて今年はより強い内容にすると言っていたが、結果としてはほとんどインパクトを生まないものになった。

文章自体は相當に変わり、具体的な課題を列挙しているが新味はない(4ページ、決議草案③参照)。もっとも重要な変更点は、主文第4文節最後の項目で、核兵器5カ国の軍縮交渉を「適切な段階」に開始することを唱っていることである。これは、時期をあいまいにしているのみならず、核兵器を禁止するのではなく、削減交渉の開始を唱っているのみである。

正式の決議草案は10月26日付けで提出された。そのときの内容は本誌前号で訳出したものとほとんど変わらない。しかし、その後重要な修正が行われた。

もっとも重要な変更は、主文第6文節でもともと「第1不使用(先制不使用、no-first-use)」の約束を要求していた部分を抽象的な表現に変えたことである。これは日本やNATO諸国の支持を得るために譲歩であり、8カ国はしぶしぶその考えに同意したと伝えられる。しかし、それによって日本やNATO諸国が、支持に回るという保証はまったくない。現在までのところ、これによってカナダが参加しやすくなったという効果を指摘することができる。

しかし、米、英、仏からの猛烈な圧力がかかるており、これも予断を許さない(別記事参照)。

◆中堅国家構想(MPI)

国連軍縮本部とNGO軍縮委員会が共催した軍縮週間セミナーの10月27日のプログラムで、MPIが登場した。ダグラス・ロウチMPI議長が司会をして、新アジェンダ連合を主導するアイルランドの国連大使、英国の軍縮大使などが主張を述べた。午後には、梅林もパネリストに加わり、日本の外務省とNGOの対話を明らかになった「第1使用」をめぐる新しい政治状況を報告した。(梅林宏道)M

◆新アジェンダ決議

決議草案 1

第53回国連総会に向けた「新アジェンダ連合」

決議草案(全訳)

A/C.1/53/L.48/Rev.1 1998年11月5日現在

核兵器のない世界へ: 新しいアジェンダの必要性

総会は、
(前文)

1. 核兵器の存在によって課された人類の存続そのものへの脅威に警告され、
2. 核兵器が無期限に保有されるという展望を憂慮し、
3. 核兵器能力をもなながら核不拡散条約(NPT)に加盟していない三カ国が、核兵器の選択肢を引き続き保持していることを憂慮し、
4. 核兵器を保有しつつ、偶発的にも決定によつてもそれを使用しないことが可能であるという議論は、信頼性を欠くものであり、唯一の完全な防御は、核兵器を廃棄し、核兵器が再び製造されないと保証することであると信じ、
5. 核兵器国が、自国の核兵器を廃棄するという誓約を、迅速かつ完全に履行してこなかつたことを憂慮し、
6. 核兵器能力をもながらNPTに加盟していない三カ国が、核兵器の選択肢を放棄していないこともまた憂慮し、
7. 大多数の国が、核兵器および他の核爆発装置を、受領あるいは製造せず、その他の方法で入手しないということについて法的拘束力のある約束をおこなつたこと、そして、このような試みは、それに対応するような、核軍縮を追求するという、核兵器国の方的拘束力のある約束を背景として、なされたものであることに留意し、
8. 1996年の勧告的意見における、国際司

法裁判所(ICJ)の全員一致の結論、すなわち、厳密かつ効果的な国際的管理のもとで、あらゆる側面における核軍縮に至るため、誠実に交渉を追求し締結に至らしめる義務が存在することを想起し、

9. 限りない将来にわたって核兵器の保有が正当であるとみなされるような見通しを持って、国際社会は三千年紀に突入してはならないことを強調し、現在の危機が、核兵器を永久に禁止し廃絶することに着手する唯一の機会を提供していると確信し、
10. 核兵器の完全な廃棄のために、もつともたくさんの核兵器を備蓄する核兵器国が最初に措置をとることが必要であると認識し、また、より少ない核兵器を備蓄する核兵器国が、近い将来において切れ目のない形でこれらの国々につながつてゆかなければならぬことを強調し、
11. STARTのこんにちまでの成果および将来の約束を歓迎し、またそれが、核兵器の廃棄をめざして企図された、核兵器の実際の解体および破壊という目的をもつた、すべての核兵器国を含む多国間の機構として発展する可能性を示していること歓迎し、

12. 備蓄核兵器を現実に廃棄し、そのため必要な検証体制を開発する前に、核兵器国が即座にとることができ、またるべきである多数の実践的措置があると信じ、これに関連して、最近の一方的な措置およびその他の措置に注目し、

13. ジュネーブ軍縮会議(CD)において、

「核軍拡競争の停止と核軍縮」というそのアジェンダ(議事次第)の第一項の下で、専門コーディネーターの報告書(CD/1299)とそこに含まれているマンデート(付託事項)に基づいて、非差別的で、多数国が参加し、国際的かつ効果的に検証可能な、核兵器およびその他の核爆発装置用の核分裂物質の生産禁止条約を交渉するための特別委員会の設置に関する合意が最近得られたことを歓迎し、また、このような条約は、核兵器の完全な廃棄に至る過程をさらに下支えするものでなければならないと考え、

14. 核兵器の完全な廃棄が達成されるためには、核兵器の拡散を防止する、実効的な国際協力が不可欠であり、とりわけ、核兵器あるいは他の核爆発装置用のすべての核分裂物質に対する国際的管理の拡大を通じて、そのような協力を促進されねばならないことを強調し、

15. 現在ある非核地帯諸条約の重要性、およびそれら諸条約の関連議定書の署名と批准の重要性を強調し、

16. 1998年6月9日の共同外相宣言に注目し、またそれが、二国間、数国間、多国間のレベルにおいて、相互に補強し合う一連の措置を並行して追求することを通じて、核兵器のない世界を達成するための新しい国際的アジェンダを要求していることに注目し、

(主文)

1. 核兵器国に対して、各自国の核兵器を迅速かつ完全に廃棄するという明確な誓約を示し、また、遅滞なく、核兵器の廃棄に通ずる交渉を誠実に追求し締結に至らしめ、それによって、NPT第6条の下での義務を履行することを要求し、

2. 合衆国とロシア連邦に対して、これ以上の遅滞なくSTART IIを発効せしめ、即座に続いて、STARAT IIIについて、早期締結の見通しをもって交渉を続けるこ

とを要求し、

3. 核兵器国に対して、核兵器の完全な廃棄に通ずる過程に、五つの核兵器国すべてが切れ目なく統合されてゆくために必要な措置をとることを要求し、
4. 核兵器国に対して、非戦略核兵器への依存度を弱めること、および、包括的な核軍縮のとりくみの中の重要な一部分として、非戦略核兵器の廃棄の交渉を行うことを、強く追求することを要求し、
5. 核兵器国に対して、暫定的措置として、自国の核兵器の警戒体制を解除し、また、運搬手段から核弾頭をとり外すことにして着手することを要求し、
6. 核兵器国に対して、戦略的安定性を高めるための措置など、さらなる暫定的措置について調査し、それに従って、戦略ドクトリンを再検討することを要請し、
7. 核兵器能力をもなながらNPTにいまだ加盟していない三カ国に対して、明確にかつ緊急に、すべての核兵器の開発や配備の追求を転換し、地域および国際の平和と安全や、核軍縮と核兵器の拡散防止に向かう国際社会の努力を害するような、いかなる行動も慎むことを要求し、
8. いまだそうしていないすべての国に対して、NPTに無条件にかつ遅滞なく加盟し、また、条約加盟に伴って必要とされるすべての措置をとることを要求し、
9. いまだそうしていないすべての国に対して、国際原子力機関(IAEA)とフルスコープ保障措置協定を締結し、また、1997年5月15日のIAEA理事会で承認されたモデル議定書に基づいて、それら保障措置協定の追加議定書を締結することを

要求し、

10. いまだそうしていないすべての国に対して、包括的核実験禁止条約(CTBT)に無条件にかつ遅滞なく署名および批准し、また、条約が発効するまでの間、核実験の一時停止を行うことを要求し、
11. いまだそうしていないすべての国に対して、核物質防護条約に加盟し、また、それをさらに強化すべくとめることを要求し、
12. CDに対して、「核軍拡競争の停止と核軍縮」というそのアジェンダの第一項の下で、専門コーディネーターの報告書(CD/1299)とそこに含まれているマンデートに基づいて設置された特別委員会において、核不拡散および核軍縮という二つの目的を考慮しつつ、非差別的で、多数国が参加し、国際的かつ効果的に検証可能な、核兵器およびその他の核爆発装置用の核分裂物質の生産禁止条約の交渉を追求し、遅滞なく交渉を締結させることを要求し、また、その条約が発効するまでの間、(すべての)国に対して、核兵器およびその他の核爆発装置用の核分裂物質の生産の一時停止を行うことを要請し、
13. CDに対して、核軍縮をとり扱う適切な補助的機関を設立すること、また、そのため、適切な手段およびとりくみ方についての集中的協議を、遅滞なく期間設立の決定に達するという見通しをもって、優先的事項として追求することを要求し、
14. 核軍縮および核不拡散に関する国際会議は、他の場でとりくまれている努力を効果的に補完することになり、核兵器のない世界のための新しいアジェンダ

の整備を促進しうると考え、

15. 1995年のNPT再検討延長会議で採択された諸決定と決議の重要性を想起し、「条約の再検討過程の強化」を完全に履行することの重要性を強調し、
16. 核兵器のない世界を維持するためにには、検証のしかたの開発が必要となることを確認し、IAEAに対して、関連の他の国際機関や国際組織とともに、そのような制度の構成要素について探求することを求め、
17. 核兵器の使用および使用の威嚇がおこなわれないということを、NPTの締約国である非核兵器国に実効的に保証するような、国際的に法的拘束力のある条約の締結を要求し、
18. 非核地帯を、とりわけ中東や南アジアなどの緊張状態にある地域において、自由にとり結ばれた協定に基づき、追求し、拡大し、設定してゆくことは、核兵器のない世界といふ目的に向けて大きく貢献することを強調し、
19. 核兵器のない世界が、普遍的で多国間で交渉された条約や、相互に補強し合う一連の条約体系によって下支えされることを、究極的には必要とするこれを確認し、
20. 事務総長に対して、現にある手段の範囲内で、この決議の履行についての報告書を作成することを求め、
21. 第54総会の暫定的アジェンダに「核兵器のない世界へ:新しいアジェンダの必要性」と題する項目を入れ、この決議の履行について検討することを決定する。

以上 M

共同提案国リスト: ベニン、ボツワナ、ブラジル、カメルーン、チリ、コロンビア、コンゴ、コスタリカ、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、斐ジー、グアテマラ、アイルランド、レソト、リベリア、マレーシア、マリ、メキシコ、ニュージーランド、ナイジェリア、パナマ、ペルー、サモア、ソロモン諸島、南アフリカ、スワジランド、スウェーデン、タイ、トーゴ、ウルグアイ、ベネズエラ、ザムビア

決議草案②

第53回連総会にむけたマレーシア共同提案 決議草案(全訳) A/C.1/53/L.45

核兵器による威嚇とその使用の合法性に関する国際司法裁判所の勧告的意見

総会は、

1994年12月15日の総会決議49/75K、1996年12月10日の総会決議51/45Mおよび1997年12月9日の総会決議52/380を想起し、

核兵器の存続は全人類に脅威となり、その使用は地球上の全生命に破滅的な結果をもたらすであろうと確信するとともに、核兵器による破滅を防ぐ唯一の完全な防衛は、核兵器の廃棄と二度と再び生産されることがないという確証であることを認識し、

核軍備競争の早期の停止と核軍備の縮小に関する効果的な措置について誠実に

交渉しなければならないという、核兵器不拡散条約第VI条に規定された、厳肅なる各国の義務に思いをいたし、

核兵器不拡散条約の1995年の再検討・見直し会議において採択された「核不拡散と核軍縮のための原則と目標」、とりわけ、核兵器国による核兵器の廃棄という究極的目標の下に、核兵器の世界的な削減のための体系的で漸進的な努力を断固として追求するという目的を想起し、

また、1996年9月10日に、総会決議50/245において包括的核実験禁止条約が採択

されたことを想起するとともに、その条約の調印国および批准国のが増加していることに満足の意を表明し、

南極条約、トラテロルコ条約、ラロトンガ条約、バンコク条約、およびペリンダバ条約によって、徐々に全南半球とこれらの条約でカバーされる隣接区域が非核地帯となっていることを満足をもって認識し、

核兵器をもっと多く保有している国家(複数)が、二国間協定や一方的措置によって貯蔵核兵器の削減努力を行っていることに留意するとともに、そのような努力を強化して貯蔵核兵器の意味のある削減を加速させることを要請し、

非核兵器国に対して核兵器による威嚇や使用を行わないことを保証する、多国間で交渉され法的に拘束力のある協約の必要性を認識し、

軍縮の分野、なかんずく核軍縮の分野

における進展速度が緩慢であることを遺憾とし、

唯一の多国間軍縮交渉の場としての軍縮会議(CD)の中心的な役割を再確認するとともに、この点に関し1998年の軍縮会議(CD)において、差別的でなく、多国間の、国際的かつ効果的に検証可能な、核兵器およびその他の核爆発装置用の核分裂物質の生産禁止条約を交渉するための特別委員会、および非核兵器国に核兵器の使用や使用の威嚇を行わないことを確約する効果的な国際的な取り決めを交渉する特別委員会を設置したことを歓迎し、

軍縮会議(CD)が、具体的な時間枠をもって核兵器を完全廃棄するための段階的計画について交渉を開始する必要性を強調し、

有効な国際的管理の下に、核兵器の開発、生産、実験、配備、貯蔵、威嚇、および使用を法的な拘束力をもって禁止し、かつ核兵器を破壊するという目的の達成を希求し、

1996年7月8日に出された「核兵器による威嚇と使用的合法性についての国際司法裁判所の勧告的意見」に想起し、

決議52/380の実行に関する加盟国によってとられた努力や措置についての事務総長の報告(1998年8月5日づけ文書A/53/208)に留意し、

1. 「厳密で効果的な国際管理の下でのあらゆる分野にわたる核軍縮につながるような交渉を誠実に行い、完了させる義務がある」という国際司法裁判所の全員一致の結論の重要性を再び強調しながら確認する。

2. 核兵器の開発、生産、実験、配備、貯蔵、移転、威嚇、使用を禁止し、その廃棄を規定するような「核兵器禁止条約(NWC)」の早期締結につながるさまざまな分野の多国間の核軍縮交渉を1999年に開始することによって、すべての国がただちにこの義務を履行するように再び要求する。

3. 本決議の実現や核軍縮に関して取り組んだ努力や措置について、すべての国が事務総長に通知すること、また事務総長がその情報を第54回連総会(注:98年9月開会)に報告することを要請する。

4. 「核兵器による威嚇と使用的合法性に関する国際司法裁判所の勧告的意見のフォローアップ」と題する項目を、第54回連総会の暫定議題に入れることを決定する。

(訳:梅林宏道)

決議草案③

第53回連総会にむけた日本単独提案

決議草案(全訳) A/C.1/53/L.42 98年10月23日

究極的核廃絶にむけた核軍縮

総会は、

1994年12月15日の総会決議49/H、1995年12月12日の総会決議50/70C、1996年12月10日の総会決議51/45G、および1997年12月9日の総会決議52/38Kを想起し、

1998年6月6日の安全保障理事会決議172に留意し、

戦略兵器削減条約(START II)の早期発効を期待するとともに、クリントン・アメリカ合衆国大統領とエリツィン・ロシア連邦大統領によって発表された、核戦力の将来的な削減指標に関する共同声明を歓迎し、

その他の核兵器国による備蓄核兵器削減努力、ごく最近では、大ブリテンおよび北アイルランド連合王国による努力を歓迎し、

ブラジルの核不拡散条約(NPT)加盟もまた歓迎し、

核軍縮の進展が、国際の平和と安全を保証する核不拡散体制の強化に資するとの確信を再確認し、

ジュネーブ軍縮会議(CD)が、1995年の専門コーディネーターの報告書およびそこに含まれるマンデートに基づいて、非差別的で、多数国が参加し、国際的かつ効果的に検証可能な、核兵器およびその他の核爆発装置用の核分裂物質の生産禁止条約を交渉する特別委員会の設置を決定し

たことを歓迎し、

1. NPTの普遍性確立の重要性を再確認するとともに、同条約の非締約国に対し、遅滞なく無条件に加盟することを求め、

2. すべてのNPT締約国が、同条約による義務を履行することの重要性もまた再認識し、

3. 核兵器国による、核兵器の廃絶を究極的目標として世界的に核兵器を削減する体系的かつ漸進的努力の決然たる追求と、すべての国による、厳格で効果的な国際管理の下における全面完全軍縮の追求を求める、

4. 核兵器の廃絶という究極的目標を達成するために、以下の措置を追求することの重要性と必要を再認識し、

・包括的核実験禁止条約(CTBT)の早期発効に向けた、すべての国による同条約の早期署名と批准、および、同条約発効までの間の核実験の中止

・CDにおける、専門コーディネーターの報告書およびそこに含まれるマンデートに基づく、非差別的で、多数国が参加し、国際的かつ効果的に検証可能な、核兵器およびその他の核爆発装置用の核分裂物質の生産禁止条約の交渉の早期締結

・核兵器およびその他の核爆発装置用の核分裂物質の生産禁止条約に続くべき、可能な措置に関する多国間の議論の開始

・START IIの早期発効、およびロシア連邦とアメリカ合衆国によるSTART III交渉の早期開始と締結

・5つの核兵器国による備蓄核兵器の一方的削減へのさらなる努力、および適切な段階における、5核兵器国による核兵器削減交渉の開始

5. 核兵器国に、国際連合加盟国に対して、核軍縮に関する前進と努力についての適切な情報提供を継続するよう促し、

6. 核兵器の解体における進行中の努力を歓迎するとともに、解体された核兵器から生じる核分裂物質の安全かつ効果的な管理の重要性に留意し、

7. すべての国に、大量破壊兵器、とりわけ核兵器の拡散防止のための努力を強めること、そして必要とあれば、これらの兵器につながる可能性のある装備品、原材料、技術を輸出しないとの各国の政策を確認し強化することを求める、

8. すべてのNPT締約国に対し、2000年に開催される予定の次回の再検討会議の成功のため、最大限の努力を払うことをまた求め、

9. 核不拡散・核軍縮に関する適切な諸フォーラムで、引き続き真剣な討議が行われることを奨励する。

(訳:吉澤庸子、川崎哲) M

ともあれ、仮に空母の母港を引き続き受け入れるとすれば、早ければ現在の「キティホーク」が退役する2008年には、原子力空母の横須賀母港という事態がやってくることが不可避となったのである。環境汚染問題から現在凍結されている12号バースの延長工事も、原子力

空母母港のための条件整備に他ならぬことが明白になった。

市民レベルからの論議の深まりと、運動の高揚以外にこの危険な選択を回避する道はない。横須賀では「原子力空母の横須賀母港化問題を考える市民の会」(仮称)が11月29日に結成される。M

◆◆ 5ページ右段からつづく
いる。

今回の「全面原子力空母化」決定にあたって、日本政府との間にどのような「慎重な協議」が行われたかは明らかではない。少なくとも日本国民には知らされていない。

原子力空母 横須賀母港はあるか

田巻一彦(ピースデボ理事)

米海軍の空母が、ほぼ20年後にはすべて原子力推進型となることが決定的になった。国防総省の国防調達委員会(DAB)は、9月25日、現在の最新鋭空母であるニミツ型原子力空母の次に建造する空母(CVX級と仮称される)を、通常動力型ではなく原子力推進型とするという海軍の要求を承認した。(Jane's Defense Weekly 98.10.5)

国防総省の当局者によれば、これは、様々な推進力について、開発コスト、作戦上・技術的リスクを考慮した上で、司令部と統合参謀本部の合意として決定されたものである。

CVXは、当局者の言葉を借りれば、「革命的というよりはむしろ改良的」なものである。基本的にはニミツ級の船体を用い、デッキの大型化や艦内向の発電設備の改良によって戦闘遂行能力の向上と柔軟性を確保することを特徴としている。

CVXを通常動力型(CV)とするか原子力推進型(CVN)とするかについては、費用対効果と作戦能力の両面からさまざまな調査研究が行われてきた。

◆GAOレポート

その一つに、8月27日に発表されたGAO(会計検査院)の報告書「海軍航空母艦—通常型と原子力空母の費用対効果」がある。この報告書は10月22日の「朝日新聞」夕刊に大きく報じられた。

93年の「ボトムアップレビュー」の結論である「空母12隻体制維持」は、昨年行われた四年毎の戦力見直し(QDR)によても再確認された方針である。現在海軍が保有する空母12隻には、4隻の通常動力型が含まれているが、それらは2018年までにすべて退役する。一方、最新鋭のニミツ級原子力空母は現在2隻を建造中であり、「ハリー・S・トルーマン」(CVN75)が1998年、「ロナルド・レーガン」(CVN76)が2003年に完成の予定である。したがって、残された2隻の枠を通常型とするか原子力型とするかが焦点となっていた。推進方式が未定であったこ

とから「CV"X"」と仮称された。海軍は、最初のCVXを2006年には着工、2013年には就役させるべく1996年に基本設計に着手した。このプロジェクトの主眼は、空母のライフ・サイクル・コスト(建造から退役・廃棄までの総費用)を20%節減することにあった。

GAO報告書は、これらの前提を踏まえつつ、通常型と原子力型の費用対効果を検討したものである。結論は次の2点に要約できる。(1)安全保障上の要請を充足するという観点からは通常型と原子力空母の間に大差はない。(2)ライフ・サイクル・コストは通常型の方が少ない。(GAOの試算によれば、通常型が約140億ドルに対

して原子力空母は222億ドルと約58%高い。)

このように、GAOの結論は、原子力空母を支持するものではなかった。これに対して国防総省は、「安全保障上の要請」に関してはGAOの見解に同意したものの、ライフ・サイクル・コストについては、試算の方法論に間違いがあると反論した。

そしてGAO報告から一ヶ月を経ずして下された決定が、「原子力空母」だったのである。

◆横須賀への影響

米海軍の空母配置計画において、唯一の海外前進配備=横須賀の母港はもはや不動の与件となりつつある。GAO報告は、原子力空母の母港化は、施設の増強、要員数の増などによって日本の負担を増すことになるだけでなく、原子力艦船に対する日本の国民感情を考慮して、日本政府との慎重な協議を行うことを勧告し、国防総省側もこれに同意して

4ページ左段下へつづく ➡◆

国会レポート

第142回通常国会

衆議院(1998.4.4~4.20)

(作成:佐藤毅彦)

4月7日(火)

[本会議]

●橋本龍太郎(内閣総理大臣):アジア欧州会合(ASEM)報告

●安倍晋三(自民):①ASEM:②日韓関係:③日中関係:④外相ボスニア訪問

●松沢成文(民有連):①ASEM:②日朝関係—日本人拉致疑惑:③駐ペルー大使公邸占拠事件—被害者への政府の対応

●丸谷佳織(平和):①ASEM:②日韓関係:③日朝関係—日本人拉致疑惑／よど号事件容疑者帰国問題:④日露関係—北方領土:⑤外相ボスニア訪問

●久保哲司(自由):①ASEM:②日欧、日中、日韓関係

●佐々木陸海(共産):ASEM

●中川智子(社民):①ASEM:②日中、日韓、日朝関係:③核軍縮—北東アジア非核地帯構想 [地方行政委員会]

●平沢勝栄(自民):日朝関係—日本人拉致疑惑

4月10日(金)

[本会議]

●小里貞利(総務庁長官):中央省庁等改革基本法案趣旨説明

●牧野隆守(自民):中央省庁等改革基本法案—内閣機能強化

●松本善明(共産):①中央省庁等改革基本法案—内閣機能強化／外務省編成方針:②新ガイドライン—法整備

[外務委員会]

●松沢成文(民有連):①駐ペルー日本大使公邸

占拠事件:②化学兵器—中国遺棄兵器処理問題

●山中アキ子(平和):①民生用国際宇宙基地協力協定—対衛星兵器:②議員外交

●東祥三(自由):①民生用国際宇宙基地協力協定:②イラクによる国連査察受入問題

●古堅実吉(共産):民生用国際宇宙基地協力協定—「国家安全保障上の目的のための利用」／米ロの軍事利用

◇採決:日英原子力協力協定→承認、民生用国際宇宙基地協力協定→承認 [科学技術委員会]

◇参考人意見聴取:原子力基本法及び動力炉・核燃料開発事業団法一部改正法案

(参考人)動力炉・核燃料開発事業団理事長・近藤俊幸、動力炉・核燃料開発事業団理事・中野啓昌、同・菊池三郎

●辻一彦(民有連)●吉田治(民有連)●齊藤鉄夫(平和)●達増拓也(自由)●吉井英勝(共産)

●辻元清美(社民)●小野晋也(自民)

◇採決:原子力基本法及び動力炉・核燃料開発事業団法一部改正法案→可決

4月14日(火)

[本会議]

●中馬弘毅(自民;外務委員長):①日英原子力協力協定委員会審議報告:②民生用国際宇宙基地協力協定委員会審議報告

●大野由利子(平和;科学技術委員長):原子力基本法及び動力炉・核燃料開発事業団法一部改正法案委員会審議報告

◇採決:日英原子力協力協定→承認、民生用国際宇宙基地協力協定→承認、原子力基本法及び動力炉・核燃料開発事業団法一部改正法案→可決

4月15日(水)

[外務委員会]

●小渕恵三(外務大臣):日中漁業協定提案理由説明

4月17日(金)

[外務委員会]

6ページ中段へつづく ➡◆

- 宮本一三(自民):①日中関係－漁業協定／尖閣諸島周辺水域:②日露関係－平和条約／北方領土問題
- 島聰(民有連):①日中関係－漁業協定／尖閣諸島周辺水域／台灣／对中国ODA ②中国の軍事力
- 山中アキ子(平和):①日中関係－漁業協定:②日韓関係－漁業協定:③日印関係－核兵器導入オプション
- 東祥三(自由):①日露関係－排他的經濟水域／北方領土周辺水域:②日韓関係－排他的經濟水域
- 古堅実吉(共産):①日中関係－漁業協定:②日韓関係－対馬周辺水域:③日台関係－与那国島近海軍事演習
- 伊藤茂(社民):①日中関係－漁業協定:②日朝関係－国交正常化
△採決:日中漁業協定→承認

[安全保障委員会]

- 石破茂(自民):新ガイドライン－周辺事態／国会承認
- 横路孝弘(民主):新ガイドライン－周辺事態／国会承認
- 岡田克也(民主):新ガイドライン－周辺事態／国会承認／地方自治体の義務／民間協力／邦人救出
- 赤松正雄(平和):①新ガイドライン－船舶検査:②在日米軍－本土の沖縄化／低空飛行訓練／駐留経費

日誌

1998.10.21～11.5

(作成:笠本丘生、田中利昌)

CTBT=包括的核実験禁止条約／KEDO=朝鮮半島エネルギー開発機構／PCB=ポリ塩化ビフェニール

- 10月21日 日本、軽水炉建設費用分担定めるKEDO理事会決議に署名し協力凍結を解除。
- 10月23日 韓国野党議員、国会で、「北朝鮮建設中の地下核施設、寧辺の他に二か所」と指摘。
- 10月23日 日本が国連に提出の核軍縮決議案骨子、明らかに。前回までの「核保有国」との表現を「核保有5カ国」と明記。
- 10月23日 高村外相、パのCTBT署名問題など協議のため外務省専門家チーム派遣、と明かす。
- 10月23日 日本、「究極の核兵器廃絶」核軍縮決議案を国連第一委員会に提出。
- 10月25日 一時帰国中の平林駐印大使、印のCTBT署名待たずに段階的に経済制裁解除すべきとの考え方表明。
- 10月26日 印グジェラル前首相来日、CTBT署名について「米ロの核廃絶の動き見ながら慎重に検討すべき」と語る。
- 10月26日 新アジェンダ連合、国連決議草案を第一委員会に提出。
- 10月29日 小渕首相、印グジェラル前首相と会談。CTBT署名など印の積極的対応の要求を現政権に伝えるよう要請。

ピースデボの会員になって下さい。この『核兵器・核実験モニター』の発行(月2回)をはじめ、平和問題のさまざまな調査研究に取り組んでいる平和資料協同組合(ピースデボ)の会員になって下さい。会員には、『モニター』と『会報』が郵送されるほか、情報の利用にあたって優遇されます。(会員種別、会費、手続については、お問い合わせ下さい。) 会員にならば『核兵器・核実験モニター』の購読のみも可能です。その場合は、年間5,000円です。

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

田中利昌(ピースデボ)、川崎哲(ピースデボ)、笠本丘生(ピースデボ)、青柳絢子、佐藤毅彦、吉澤庸子、田巻一彦、梅林宏道

公開DS研究会

DS研究会は、軍縮・安全保障に関する文献(主として英文資料)を読む会です。

次回 アメリカ陸軍・海兵隊の編成原則と部隊名称の訳し方

担当:福好昌治

日 時: 1998年12月20日(日)
午後2時～5時

会 場: ピースデボ事務所
(東横線日吉駅下車徒歩7分)

会 費: 1,000円(資料代含む)

連絡先: ピースデボ(担当:笠本)

総会開始時刻 午前10時に変更

場所:横浜市開港記念会館
(地図は別紙参照)

● 12月6日(日)
AM10:00～12:30

ピースデボ総会

● 12月5日(土)
PM2:00～4:30

シンポジウム

国境を越えるNGOの平和活動

PM5:00～7:00

ラウンド・テーブル

日本の平和運動と「アボリション2000」

PM7:30～9:00

交流会

- 佐藤茂樹(自由):①有事法制－防衛庁長官発言:②新ガイドライン－国内法整備／捜索救難
- 中路雅弘(共産):①新ガイドライン－国内法整備／船舶検査:②有事法制－防衛庁長官発言
- 辻元清美(社民):新ガイドライン－周辺事態／防衛計画の大綱との関係

4月20日(月)

- [行政改革に関する特別委員会]
●東祥三(自由):日露関係－北方領土
△△◆△△

- 10月31日 イラク、国連大量破壊兵器廃棄特別委員会の査察活動への協力停止、との声明発表。国連安保理、イラクへの非難声明。
- 11月4日 モスクワ物理技術大学研究者らの調査報告書、旧ソ連時代からの核兵器製造などの全容紹介。宇宙空間などでの爆発実験も確認。
- 11月6日 米、印パへの経済制裁一部緩和の方針決定。両国のCTBT調印への意向や、パへの影響深刻化など。

沖縄

- 10月23日 スローコム国防次官補、米海兵隊員のひき逃げ死亡事件について、「深い遺憾の意」表明。
- 10月26日 嘉手納基地内のPCB汚染問題で、米国防総省の環境専門家チーム来県、調査開始。
- 10月26日 改定された米軍用地特別措置法は憲法違反、として反戦地主が那覇地裁に提訴。
- 10月26日 北原那覇防衛施設局長は宮城嘉手納町長を訪問。口頭で同局の嘉手納町移転が決定したことを伝えた。
- 10月27日 米海兵隊員によるひき逃げ死亡事件に関して、県議会、臨時議会を開き意見書と抗議決議を可決、採択。
- 10月27日 県の町村議会議長会、米海兵隊員によるひき逃げ死亡事件に抗議決議を全会一致で採択。
- 10月28日付 米軍泡瀬通信施設の保水水域の一部返還について、在沖米海軍、返還しても施設機能に影響なし、との結論。
- 10月29日 沖縄県知事選挙告示。
- 10月30日 那覇署はキャンプ・シュワブ所属の海兵隊員長を、道交法違反(ひき逃げ、酒気帯び)および業務上過失傷害の疑いで逮捕。

- 10月30日 在沖米軍トップのリブーティ四軍調査官が記者会見。米兵による相次ぐひき逃げ事件について謝罪、再発防止を講ずるとした。

- 11月1日 那覇署、先月30日に酒気帯びでひき逃げ事件を起こした米海兵隊員を送検。
- 11月1日 コーエン米国防長官、日本政府と沖縄県の合意前提に普天間飛行場の返還問題について柔軟の対応する意向表明。
- 11月2日 野中官房長官、海上基地について県内移設を前提として、海上基地にこだわらない意向示す。
- 11月5日 米空軍の空中早期警戒・管制機E3A・AWACSの改修型JE3Cが嘉手納飛行場に飛来。

沖縄のこよみ

- ◆11月15日 沖縄県知事選挙開票日
△△◆△△

読者のみなさんへ

宛名ラベルのメッセージについて

会員以外の定期購読者には「(定)」が入っています。その他の方々も、定期購読して下さると幸いです。止める場合は、ご一報下さい。

お送りした号で誌代が切れるとき、「今号で誌代切れ、継続願います。」というメッセージが入ります。また、お送りした号がすでに前号以前に誌代切れになっているとき、「誌代切れ、継続願います。」というメッセージが入ります。